

わたしたちの暮らしと 市場経済

～公正取引委員会の役割～

知れば知るほど、
楽しいよ!

みんなで市場経済に
ついて学ぼうよ。



公正取引委員会

CONTENTS

ではみなさん! まずは事前チェックです。
今から学習する内容の中で、その意味を
知っている項目はいくつありますか?
下の□をチェックしてくださいね。

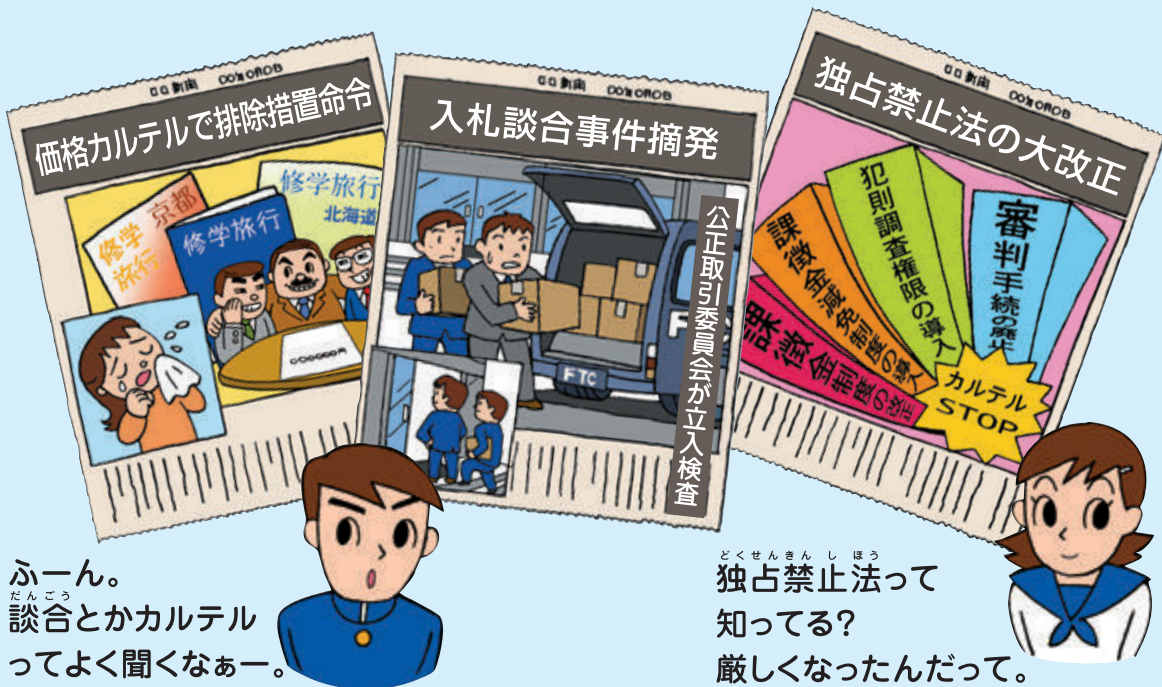


はじめに	1
1. 市場経済 し じょう けい ざい ってなに?	4 □
2. 競争 きょう せう ってなに?	6 □
3. 独占 どく せん ってなに?	10 □
4. カルテルってなに?	11 □
5. 独占禁止法 どく せん きん し ぽう ってなに?	12 □
6. 公正取引委員会 こう せい とり ひき い いん かい ってなに?	14 □
抱き合わせ販売 だ はん ばい ってなに?	16 □
入札談合 にゅう ざつ だん ごう ってなに?	17 □
販売価格の拘束 はん ばい か かく こう ぞく ってなに?	18 □
合併 がっ ぺい ってなに?	20 □
下請いじめ した うけ ってなに?	22 □
社会に出たら!	23

はじめに

しんじ君とさやかさんの市場経済調査は、
二人の小さな発見からはじまりました……。

ある日の新聞記事を見て、しんじ君とさやかさんはあることを発見しました。
今まではあまり気にならなかったニュースだけど……。
二人の見た新聞はどんなことが書いてあったのでしょうか。

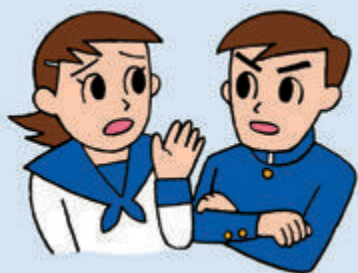


ふーん。
談合とかカルテル
ってよく聞くなあー。

独占禁止法って
知ってる？
厳しくなったんだって。

“公正取引委員会”の記事が、なんだかたくさんあるなあ……。





「本当に信じられない!」

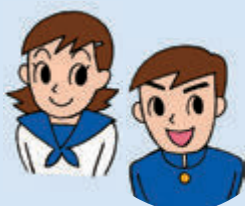


「どちらも僕たち消費者にとって
許せない行為だよ。」



「とにかく公正取引委員会が取り締まってくれて、
よかったわね。」

そして、公正取引委員会について聞いたことはあるけれど、その実態がよくわからない二人は、社会科の一条先生に聞いてみることにしました。



「公正取引委員会って どんなところなの?」



「公正取引委員会は、わたしたちの暮らしと市場経済にかかわる大事な機関。独占禁止法にかかわる違法行為を取り締まり、市場経済の基本ルールが守られるように監視している国の行政機関なのよ。」





市場経済の基本ルールって、なんですか。



それは『競争』です。経済活動では『競争』がとても重要なのよ。



う〜ん。競争ってあまりいいイメージじゃないし、なんだか難しそうだなあ。



そうね。それじゃあこれから公正取引委員会の役割や働きについて、3人で市場調査員になったつもりで、1つ1つ調べていきましょう。



はい！

おもしろそうね。

僕もワクワクしてきたよ。



登場人物のプロフィール



しんじ

どんなことにでもチャレンジする元気いっぱいの中学3年生。最近、パソコンに夢中！



さやか

お買物大好きな中学3年生。疑問に思ったことがあると、どんなことでも最後まで解決しようとするがんばり屋さん。



いち じょう
一条先生

しんじとさやかがもっとも信頼する一条先生。今回は、二人と一緒に市場経済を学習しました！

こうして3人は、一条先生の作ったチェック項目をもとに市場調査へと向かったのです。



次は、商品の自由な売買「市場経済ってなに？」だよ。

Question 1

市場経済ってなに？

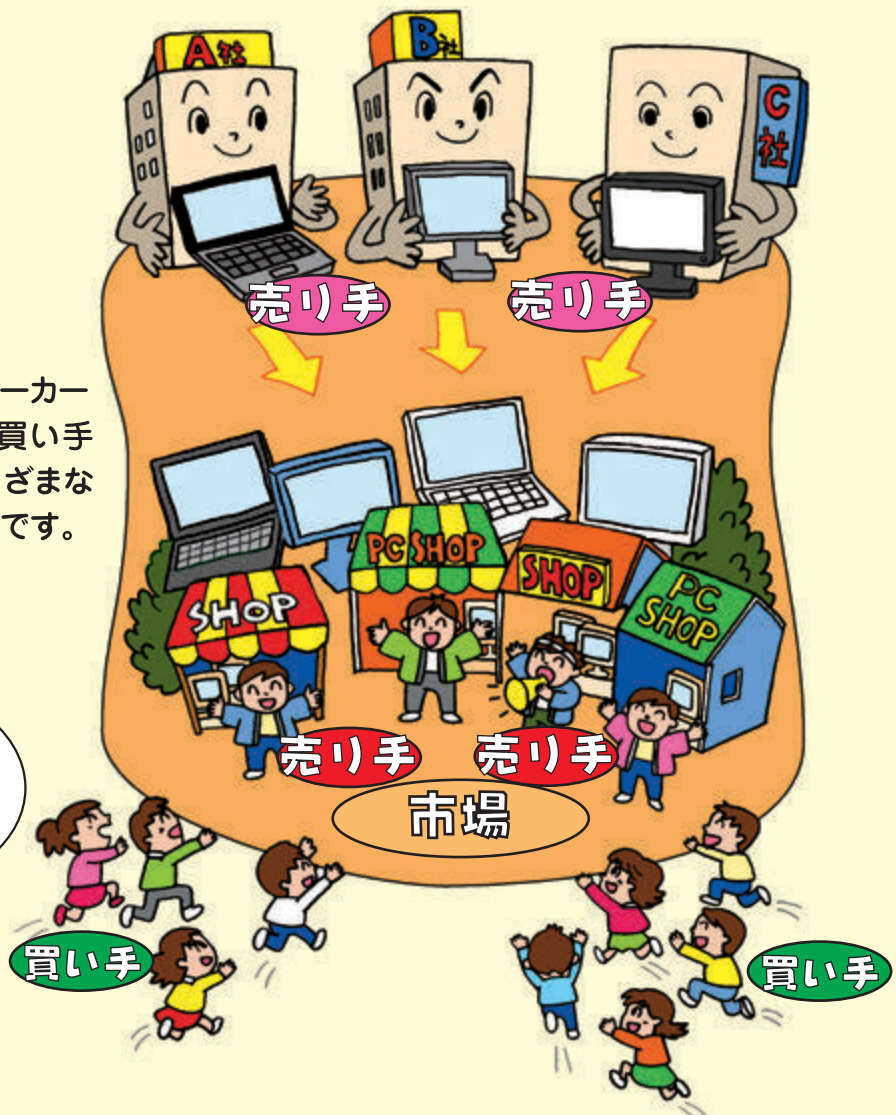
まずは『市場』（しじょう）の意味を理解することから、はじめましょう。



市場は多くの売り手（メーカーや小売店など）と多くの買い手（消費者）が「自由にさまざまな商品を売買する場」のことです。

なるほど！
市場はものを作ったり、
売ったり買ったりする
場ということなのね。

僕たちも参加
しているんだ！

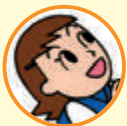


例えばみなさんがパソコンをお店で購入しようとします。
つまり買い手になるわけですが、このことが
「市場に参加している」ということなのです。

さらに市場についてよく見てみると・・・。



このようにパソコンにはパソコン、携帯電話には携帯電話、ゲームにはゲームというように、商品ごとにたくさんの市場が存在しています。



わたしたちは、網の目のように張りめぐらされた市場の中でくらしていることになるのですね。

次は、市場における自由な競争「競争ってなに？」だよ。

このような経済のしくみを
市場経済といいます。



Question 2

競争ってなに？

市場で行われているのは売り買いだけではありません。たくさんの企業きぎょうが存在して競争をしています。



どんな競争ですか？

例えばパソコン市場に2つの企業はんばい（このケースでは販売店）が存在したとします。すると…





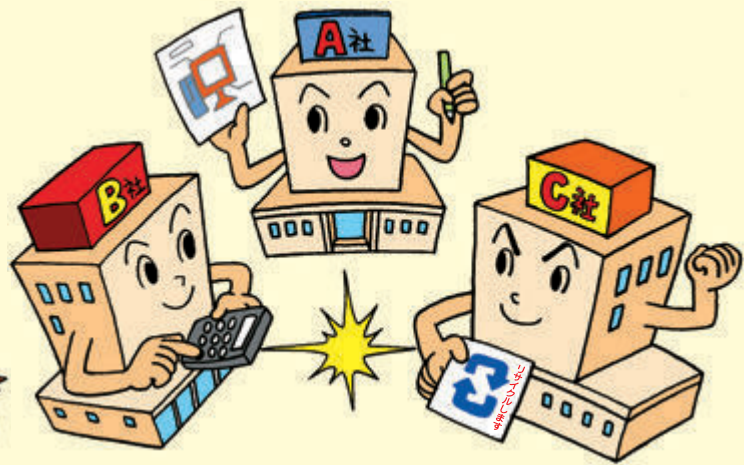
このようにいろいろな競争があるのよ。競争がどのように行われているか、パソコン市場で具体的に見てみましょう。

競争ってなに？

◆パソコン・メーカー間の競争

各企業は、ライバルに負けないように、新しい機能・高いデザイン性・新しい生産方法などの研究開発を進めます。

競争によって、より新しくよい商品が生まれるのね。



◆パソコン・販売店間の競争

各販売店は価格だけでなく、保証やサービス面などで、さまざまな工夫をして消費者により喜ばれ評価される商品を販売しようと努力します。

販売店間で競争するからより安くなったり、サービスもよくなるんだね。



企業間の競争を消費者の立場から見てみましょう。



二人の言う通り! 企業間の競争は、わたしたち消費者にとってはメリットになるんですよ。



企業が競争し、さまざまな商品が市場に並ぶことで、消費者は多くの商品の中からより自分のほしい商品を選ぶことができます。つまり競争によって消費者の利益が保たれるわけです。

結果として、競争によって消費者のニーズに合った商品を開発し、販売する企業が売上げを伸ばし成長していくことになります。



企業間の競争のよい点をまとめてみると…。

「企業間の競争」により

- 新しい性能やデザインの商品
- サービスの充実
- 新しい生産方法（技術革新）
- より安い価格

企業の成長＝
「日本経済の活性化・成長」

「消費者の多様で自由な選択」
（消費者利益の確保）



競争って、みんなのためにいいことなのね。

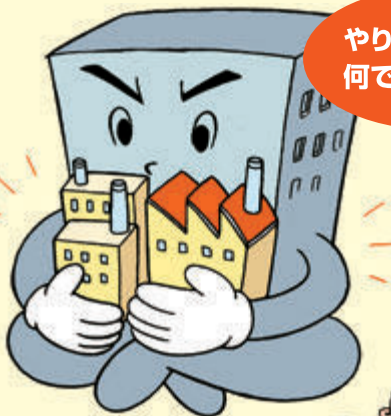
そうだね。でももし競争相手がいなかったら、どうなるんだろう。



いいところに気がついたわね！



もし、市場に企業が1社しか存在しない場合はどうなるでしょうか？



やりたいことが何でもできるぞ！



競争がなくなると価格やサービスなど、その企業に有利なことばかりできるよなあ。

新しい技術開発に一生懸命にならなくてもよくなるのね。

次は、もし市場に企業が1社しか存在しなかった場合「独占ってなに？」だよ。

困ったことになるわね。



Question 3

独占ってなに？



市場経済における『独占』とは、市場に企業が1社しか存在しないことをいいます。

そして市場を独占している企業のことを独占企業といいます。独占企業は競争相手がいないので、消費者により安く、よりよい製品を製造・販売しようという企業努力をおこたるようになります。そのことによって消費者の利益が失われることになります。



「1社だけだと、製品が比べられなくてつまらないなあ。」



「値段も高く設定されてしまうわよね。」



「市場に多くの企業があっても、値段が高く決められてしまうこともあるのよ。」



「ええ～!!
どうことですか?」



「みんなで競争しないってことかなあ。」



「その通り。企業同士が『同じ価格にしよう』と話し合って決めてしまうのよ。」

次は、企業同士が話し合って競争をやめてしまう
「カルテルってなに？」
だよ。



Question 4

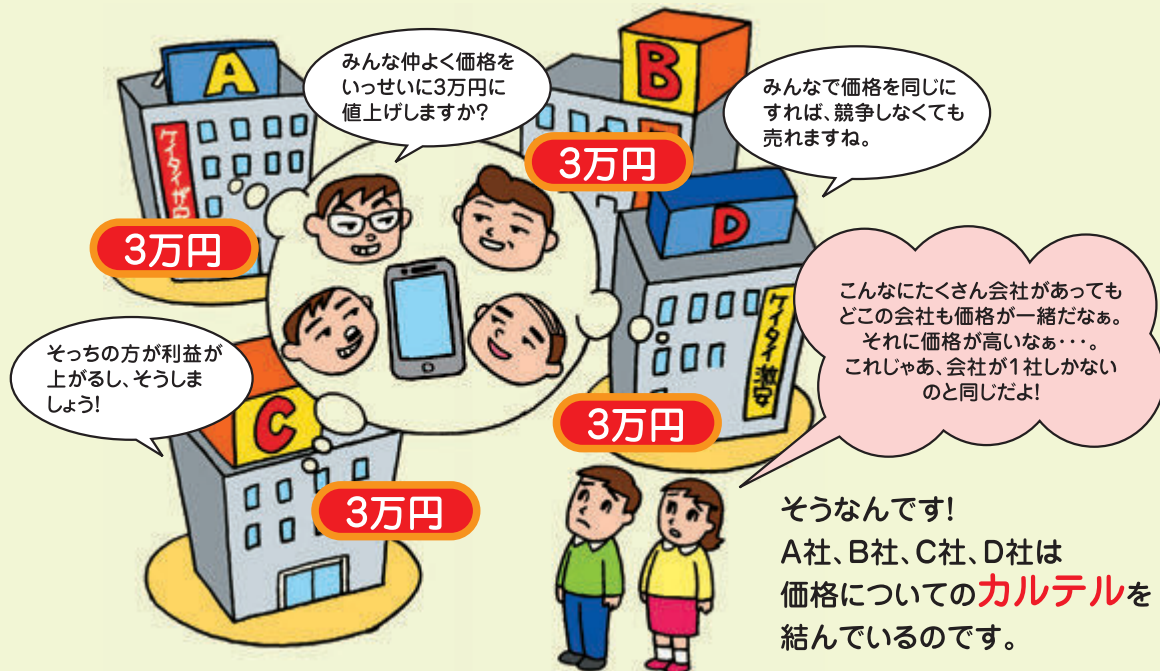
カルテルってなに？



カルテルとは企業同士が話し合って競争をやめてしまうことです。

商品の販売において競争関係にある企業同士が、販売価格や販売数量、販売地域などを話し合って決める行為を、カルテルといいます。

もし、携帯電話の市場でこのようなことが起こったら…。



例えば企業が販売価格についてカルテルを結ぶと、価格の競争がなくなり、高い価格が設定されることとなります。これは消費者の立場から見ると、価格によって商品を選ぶことができなくなるばかりか、本来ならば安く購入できたはずの商品を高い価格で購入しなければならないということなのです。

次は、競争をなくす行為を取り締まる「**独占禁止法**ってなに？」だよ。



「これじゃ独占企業の場合と同じね。」

「これも消費者の利益が失われる行為だよ。」

「こんな企業ばかりになったら、困るわね。」

「おこづかいを値上げしてもらっても、焼け石に水になっちゃうよ。」



「こうした消費者の利益が失われる行為を取り締まるために『**独占禁止法**』という法律があるんですよ。」



Question 5

独占禁止法ってなに？



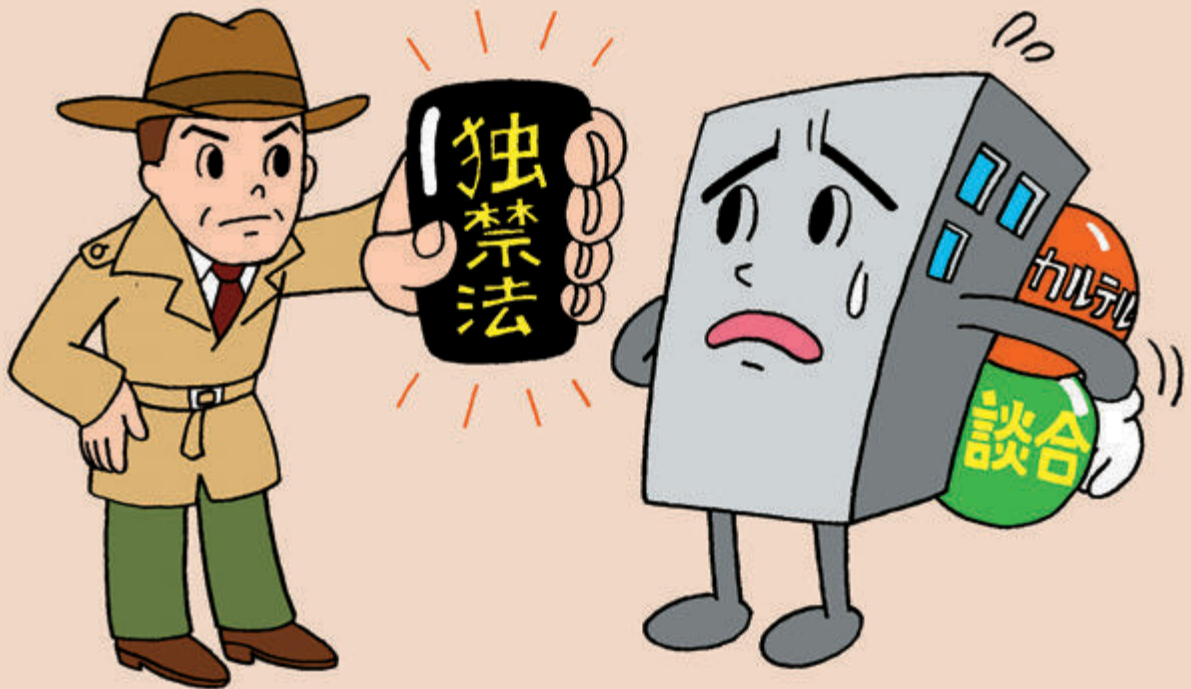
これまで調査した“カルテル”
のような行為を禁止するのが
『独占禁止法』です。

『独占禁止法』は正式には『私的独占の禁止及び公正取引の
確保に関する法律』^{およ}といいます。そして“カルテル”以外にも、消
費者の利益を奪^{うば}ってしまう行為があります。



すごい、
まだあるんだ!?

ええと〜?
思いつかないわね。

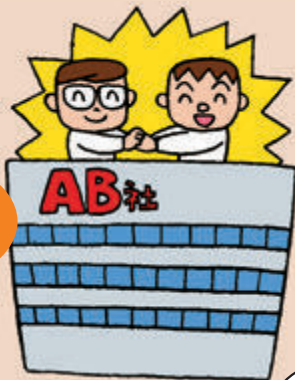




次がその行為です。
身の回りにないかどうか、考えてみましょう。

例えば…

がっぺい
合併
(→P.20)



販売価格の拘束
(→P.18)



3,000円で
売りなさい。

どこで買っても
高いし同じだわあ〜。

だ
抱き合わせ販売
(→P.16)



独占禁止法っ
てなに?

にゅうきつだんごう
入札談合
(→P.17)



したうけ
下請いじめ
(→P.22)

ヒソヒソ…
今度の工事は
どうしましょうか?



特に入札談合
ってよく聞く
わね。

入札談合って
僕たちの税金が
使われているのに
ひどいなあー。



次は、市場経済の見張り役
「公正取引委員会ってなに?!」
だよ。



それぞれの内容をくわしく紹介したページで見てみよう。

Question 6

公正取引委員会ってなに？

こうした独占禁止法や下請法を運用して、経済活動が公正に行われるように監視し、消費者の利益を守る国の機関があります。



それが公正取引委員会です!!

公正取引委員会は、委員長と4人の委員の計5名で構成され、他から指揮監督を受けることなく、独立して職務を行います。この5名は、内閣総理大臣により国会の承認をへて任命されます。

そしてその下に事件調査や監視等を行う事務総局があり、現在は約900名の職員が公正取引委員会で働いています。



市場のルールを守るために戦うって感じだね。カッコいいなあ。

公正取引委員会が取り締まってくれて本当によかったわ。





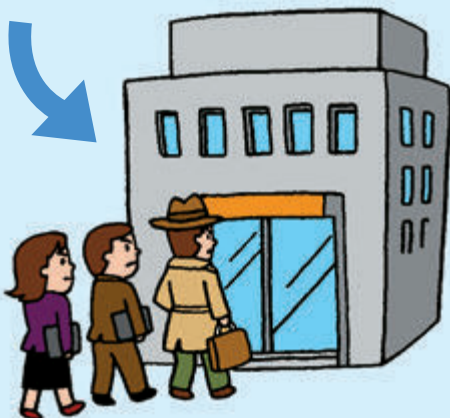
ところで先生、公正取引委員会はどんなふうに活動しているのですか？



では、公正取引委員会の活動の様子を見てみましょう。

申告

公正取引委員会が独占禁止法違反の疑いのある事実を把握し、審査に乗り出すきっかけを「端緒」といいます。「端緒」には、公正取引委員会の調査のほかに、一般からの報告（「申告」といわれています）などもあります。



立入検査

違反の疑いのあるお店や企業へ行き、違反した証拠を集めてきます。これを「立入検査」といいます。



調査



違反に関する資料や、証拠品などを調査し、担当者から話を聞きます。

排除措置命令

違反行為をしたお店や企業に対して、排除措置命令を行います。



※カルテルなどを行った企業などには課徴金（かちょうきん）がかけられ、国に納める必要があります。

次は、さまざまなテーマによるコラムだよ。

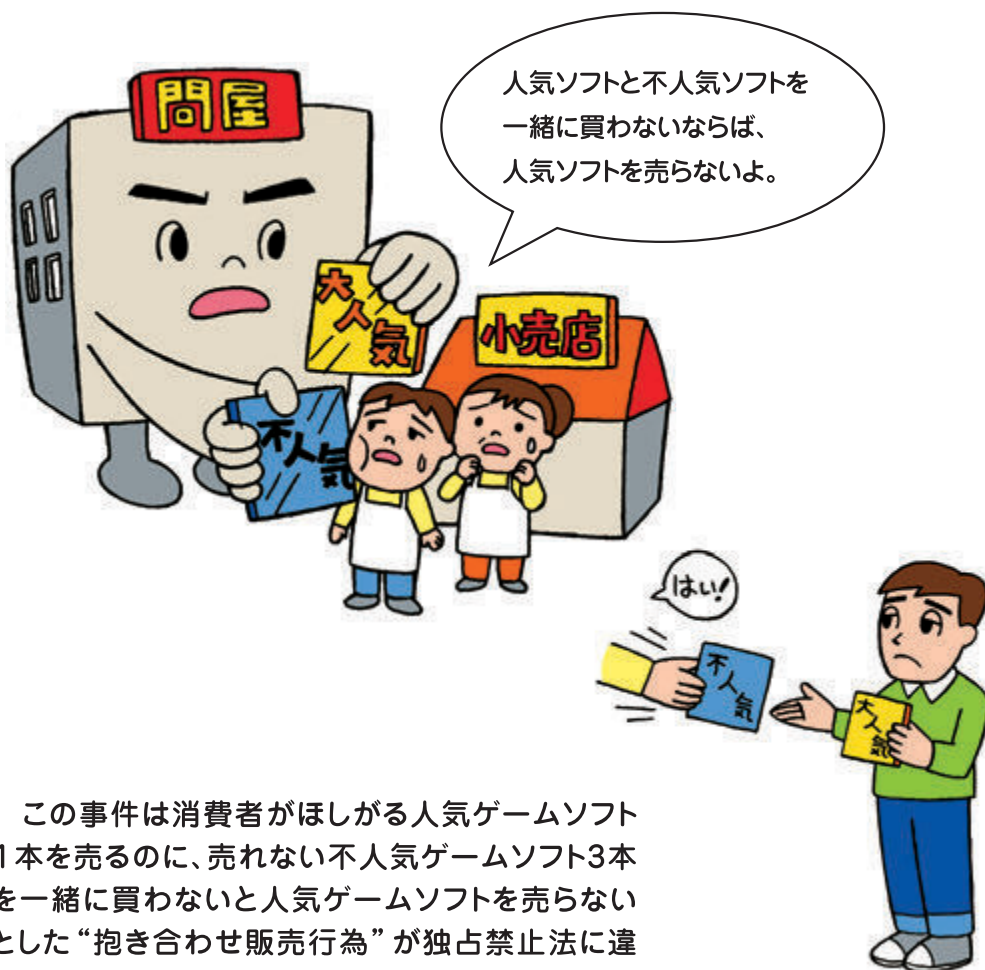


公正取引委員会ってなに？

コラム だ 抱き合わせ販売ってなに？

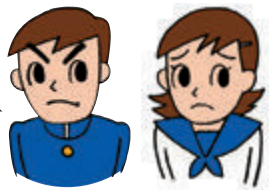
『抱き合わせ販売』とは、消費者がほしがる人気の商品をほしがらない商品と一緒に販売する行為です。

実際にこんなことが行われました。



この事件は消費者がほしがる人気ゲームソフト1本を売るのに、売れない不人気ゲームソフト3本を一緒に買わないと人気ゲームソフトを売らないとした“抱き合わせ販売行為”が独占禁止法に違反するとして問題となったものです。

ほしくないゲームソフトまで買わせるなんて、ズルイや。



ほしいものだけ買いたいのに…。

[公正取引委員会]

不当な「抱き合わせ販売」を行った者に対して、行為をやめさせることができます。

コラム 入札談合ってなに？



●入札とは

国や都道府県、市町村などの役所が学校や道路などの公共施設を作る場合に、企業に工事を依頼します。そのときにいくつかの企業に工事費見積りを出させて、より安く工事ができる企業に工事を行わせます。

このように、役所がより安く工事ができる企業を選定する方法の一つが入札です。

わかりました。
次はわが社に
やらせてね。

今回はわが社が
10億円でやりますので
みなさんは15億円で
入札してね。



●入札談合とは

入札に参加する企業が、入札前にあらかじめどの企業がいくらで工事をするかを話し合っ決めてしまい、競争をやめてしまうこと。これが『入札談合』です。

先生、何か
約束してますよ！

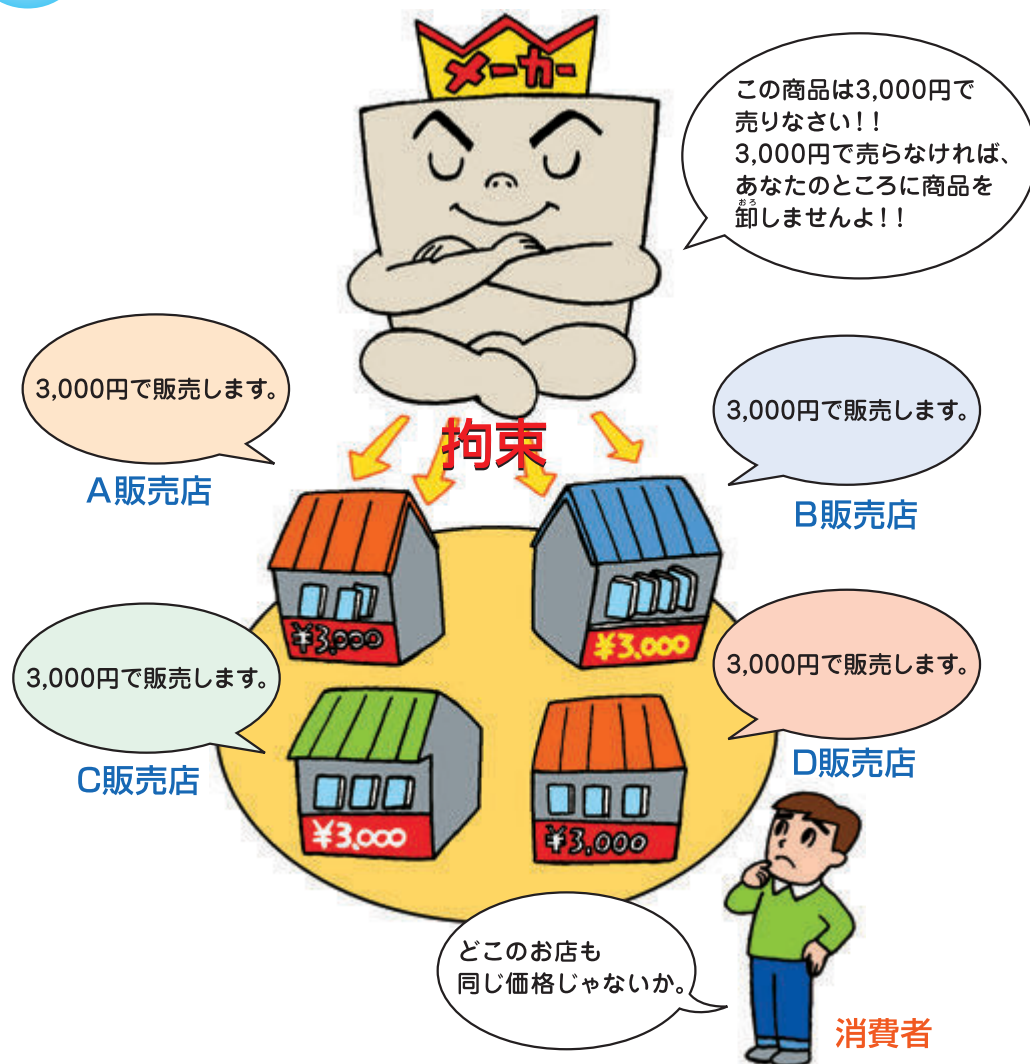
価格の競争がないから、
高い工事費の見積り
でもいいわけだし、
無駄な税金が使われ
てしまうわけだ。

落札した企業から仕事を
請け負う約束をしたり、次
回は違う企業が請け負う
ようにする約束をしてはい
けないのよ！

〔公正取引委員会〕

「入札談合」を行っ
た者に対して、行為
をやめさせることが
できます。

コラム 販売価格の拘束^{こうそく}ってなに？



メーカーが販売店に対して、販売価格を強要したために、販売店間で価格の競争がなくなってしまう。まさにカルテルと同じ状況^{じょうきよう}が生まれたわけです。これを**販売価格の拘束**といいます。

販売店はメーカーから卸してもらえなくなると困るので、要求を受け入れざるをえないのよ。



なるほど。大きなメーカーが販売店に圧力をかけたのね。



[公正取引委員会]

販売価格の拘束を行った者に対して、行為をやめるよう命ずることができます。

[こんな事例がありました]

わたしたちの暮らしになくはならなかった携帯^{けい たい}電話をめぐって、こんな事例が実際に起こりました。



携帯電話会社が、
独占禁止法に違反
したって記事ね。

価格拘束っていう
見出しも見えるね。
どんなことが
起こったのかな？

携帯電話会社



携帯電話の販売価格は
こちらの指示する価格に
して下さい。

小売店



メーカー希望小売価格
じゃなきゃ売らないよ〜。



公正取引委員会

このようなことは
独占禁止法に違
反します。ただち
に、やめなさい！

これは消費者には
とても不利なこと
だね。

どこも同じ
値段じゃないか！

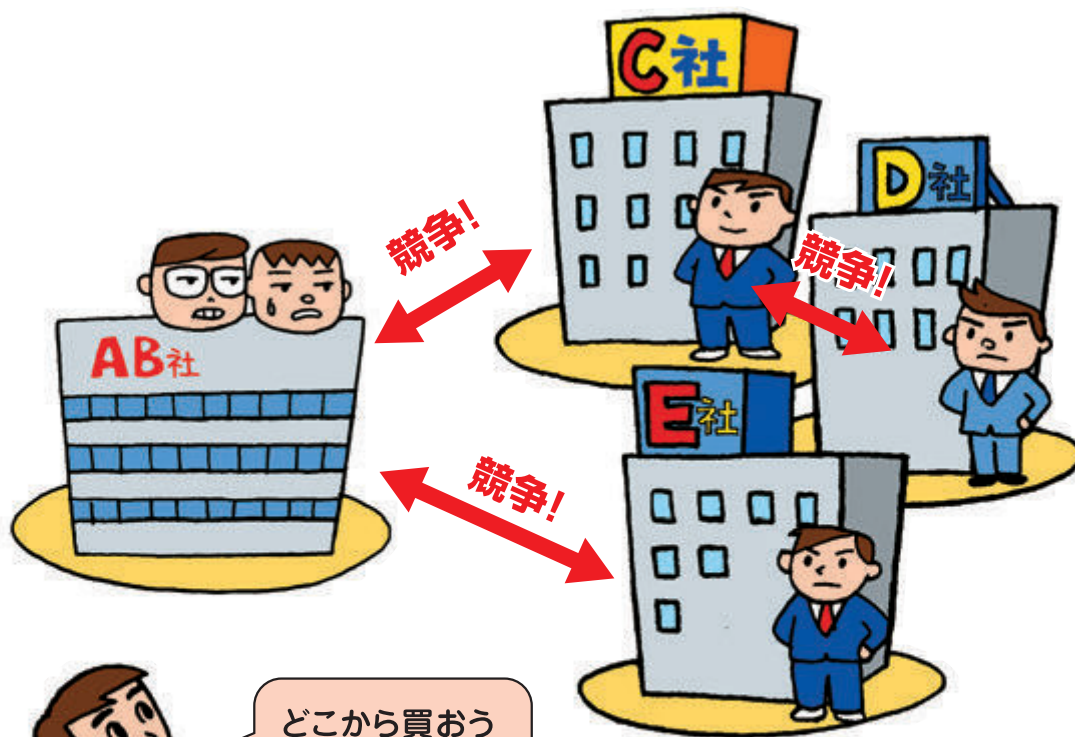


がっぺい コラム 合併ってなに？

2つ以上の企業が一緒になることを**合併**といいます。合併がすべて悪いわけではありませんが、企業が合併することにより消費者の利益が失われる場合があります。



ただし、次のような合併は、消費者が利益を失うことはないので、問題はありません。



どこから買おうかな？

そうか! A社とB社が合併しても、C社、D社、E社があるから安心なんだ。



このように合併が行われても企業間で競争が行われていれば、問題はありません。**市場での競争をなくしてしまうような合併**が問題となるのです。



会社の合併があい次いでいるけど競争が行われているわよね。

コラム 下請いじめってなに？

競争は、“何でもあり(ノー・ルール)”ではありません。公正な競争が必要です。

例えば、イラストのように、大きな親会社が小さな下請会社に対して、下請代金の支払いを遅らせるなどの行為は弱いものいじめになるので、下請法という法律で禁止されています。

わが社の製品の部品を作ってね。代金の支払いは、ずっと後でいいでしょう。



下請法に定められた親会社の禁止行為

● 不当な受領拒否



● 下請代金の減額



下請会社 下請会社

それは困るけど、しょうがないのかな〜。

● 下請代金の支払遅延



● 不当な返品

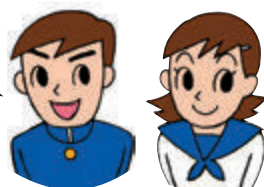


● 不当な買いたたき

● 物の購入の強制

などを禁止しています。

こうした法律が下請会社を守っているんだね。



法律や公正取引委員会があって本当によかった。

これまでの市場調査を忘れずに、買い物やニュースを通して市場経済を見てみるといいわね。



はい!ありがとうございました。

[公正取引委員会]

下請法は公正取引委員会が運用している法律です。公正取引委員会は親会社に法律で禁止されている行為があったときには、それを是正させます。

社会に出たら!

これまでみなさんと一緒に学習してきたしんじ君とさやかさんですが、かれらの20年後にタイムスリップしてみることにしましょう。

二人とも35歳の働きざかりになっています。

しんじ君は、〇〇自動車会社で仕事をしています。さやかさんは、〇〇食品会社の社員として、活躍中です。二人の勤める会社には、それぞれ強力なライバル会社があります。でも、しんじ君はライバル会社に負けない乗用車を世に送り出そうとがんばっています。さやかさんは、品質のよい商品を少しでも安く消費者に届けようと奮闘しています。

二人とも、「企業間の競争」のまっただなかにいます。ライバル会社との競争は自社だけの利益のためではなく、消費者の笑顔にも結びつくことを、社会人となってあらためて実感しながら、仕事へのやりがいや手応えを感じている毎日です。実はこの二人、3年前にめでたく結婚しました。今では1児の父母として育児にも忙しい

毎日です。昼間は「職業人」ですが、家庭では「消費者」として社会とかかわっていることになります。ショッピングのときには二人とも価格の安い、安心できる確かな商品を手に入れようと、いろいろチェックします。中学時代に学んだ、市場経済のルールを暮らしに生かしている二人。ライバル会社と切磋琢磨しながら互いの成長を目指す企業人、そして賢い消費者でもあるわけです。

日常と切っても切れない市場経済を正しく理解することは、生活をイキイキとさせることにも結びつきます。あなたもきっと今日から、そんな新たな視点をもてるようになることでしょう。



社会に出たら!

公正取引委員会・地方機関の所在地

【近畿中国四国事務所 中国支所】

〒730-0012
広島市中区上八丁堀6-30
広島合同庁舎第4号館
TEL：082(228)1501

【中部事務所】

〒460-0001
名古屋市中区三の丸2-5-1
名古屋合同庁舎第2号館
TEL：052(961)9421

【北海道事務所】

〒060-0042
札幌市中央区大通西12丁目
札幌第3合同庁舎
TEL：011(231)6300

【東北事務所】

〒980-0014
仙台市青葉区本町3-2-23
仙台第2合同庁舎
TEL：022(225)7095

【九州事務所】

〒812-0013
福岡市博多区博多駅東2-10-7
福岡第2合同庁舎別館
TEL：092(431)5881

【近畿中国四国事務所】

〒540-0008
大阪市中央区大手前4-1-76
大阪合同庁舎第4号館
TEL：06(6941)2173

【内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引課】

〒900-0006
那覇市おもろまち2-1-1
那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL：098(866)0049

【近畿中国四国事務所 四国支所】

〒760-0019
高松市サンポート3-33
高松サンポート合同庁舎南館
TEL：087(811)1750

● 公正取引委員会 (Japan Fair Trade Commission)

〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟

TEL：03-3581-5471 (代表)

<https://www.jftc.go.jp/>

組 番	氏 名	
-----	-----	--